

## 心のバリアフリー推進講座 実施要領

### 1 目的

地域において障がい者への差別をなくし、合理的配慮を促進するため、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障がい者差別解消法という。）を正しく理解し、障がい者への配慮を考える機会を提供するため、講座を実施する。

### 2 対象者

豊田市で活動をする団体、事業者等

### 3 実施内容

- ・ 障がいの「社会モデル」の理解
- ・ 障がい者差別解消法の概要
- ・ 障がい者の暮らしを知るビデオの視聴
- ・ 障がい当事者による話
- ・ グループワーク

### 4 所要時間

45～60分

### 5 障がい当事者講師

障がい当事者の生の声を届けるとともに、本人の活躍の場として、障がい当事者を講師として登録する。

- (ア) 対象 差別解消法において定めのある障がい者※1  
ただし、本人による講話が難しい場合は、家族等による講話も可とする
- (イ) 任期 2年間 ※障がい者計画推進懇話会構成団体の責務とする
- (ウ) 責務 自身の生活の様子や、障がい者の目線から感じていることを10分程度にまとめ、参加者に伝える
- (エ) 謝礼 1回6,000円 ※交通費含む
- (オ) 登録 豊田市障がい者計画推進懇話会構成団体を中心として、協力の意思がある者を登録する
- (カ) 依頼 申込者の希望と講師の障がい特性を考慮し、障がい福祉課がコーディネートし、実施の2週間前までに依頼する
- (キ) そのほか 1回の講座につき、講師の参加は原則1名とする

## 6 使用する教材

- ・啓発ビデオ
- ・ワークシート
- ・サポートガイド

## 7 申込み

実施希望日の2週間前までに申請書（様式有）を障がい福祉課へ提出  
※会場等の手配は申請者が行う

## 8 事業評価

実施回数及び参加者へのアンケートにより行う

- ※1 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう

### 令和4年度 講師登録団体

	団体名	種類	講師名
1	視覚障害者福祉協会	身体（視覚）	古家 千恵美、篠澤 国雄
2	自立生活センター十彩	身体（肢体）	中野 まこ、長谷 由香、木本 光宣
3	豊田みよし聴覚障害者協会	身体（聴覚）	聞こえない講師：伊藤清貴、星野香 聞こえる講師：伊藤久代
4	要約筆記きこえのサークル ダンボ	身体（聴覚）	難聴者：中澤 芳子、江連 紀子、 早川 章予 要約筆記者：亀井 祥子、高砂 知栄子、 山本 裕子、藪押 眞子
5	さくらの杜	重心	永田 清美
6	発達障がい児支援くらっぷ	知的・発達	波賀野 里美
7	あけぼの会	精神	確認中
8	ピアサポーター	精神	ピアサポーター養成講座